

人事院公示第 7 号

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和 2 6 年法律第 1 9 1 号）第 4 条の 2 第 1 項及び人事院規則 1 6—0（職員の災害補償）第 1 7 条の規定に基づき、平成 2 年人事院公示第 8 号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和 7 年 3 月 3 1 日

人事院総裁 川 本 裕 子

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のよ
うに改める。

改 正 後		改 正 前	
別表		別表	
期間の区分	率（単位％）	期間の区分	率（単位％）
昭和 6 0 年 6 月 3 0 日以前	<u>1 5 3</u> （補償事由発生日又は事故発生日において、国の経営する企業に勤務していた職員（一般職の職員の給与に関する法律（昭和 2 5 年法律第 9 5 号）の適用を受けていた	昭和 6 0 年 6 月 3 0 日以前	<u>1 4 9</u> （補償事由発生日又は事故発生日において、国の経営する企業に勤務していた職員（一般職の職員の給与に関する法律（昭和 2 5 年法律第 9 5 号）の適用を受けていた

	職 員 を 除 く。)に係る 補償について は、 <u>1 4 5</u>)		職 員 を 除 く。)に係る 補償について は、 <u>1 4 1</u>)
昭和 6 0 年 7 月 1 日から昭 和 6 1 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 4 5</u>	昭和 6 0 年 7 月 1 日から昭 和 6 1 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 4 1</u>
昭和 6 1 年 4 月 1 日から昭 和 6 2 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 4 1</u>	昭和 6 1 年 4 月 1 日から昭 和 6 2 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 3 7</u>
昭和 6 2 年 4 月 1 日から昭 和 6 3 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 3 9</u>	昭和 6 2 年 4 月 1 日から昭 和 6 3 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 3 5</u>
昭和 6 3 年 4 月 1 日から平 成元年 3 月 3 1 日まで	<u>1 3 5</u>	昭和 6 3 年 4 月 1 日から平 成元年 3 月 3 1 日まで	<u>1 3 2</u>
平成元年 4 月 1 日から平成 2 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 3 1</u>	平成元年 4 月 1 日から平成 2 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 2 7</u>
平成 2 年 4 月 1 日から平成	<u>1 2 6</u>	平成 2 年 4 月 1 日から平成	<u>1 2 2</u>

3 年 3 月 3 1 日まで	
平成 3 年 4 月 1 日から平成 4 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 2 1</u>
平成 4 年 4 月 1 日から平成 5 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 1 7</u>
平成 5 年 4 月 1 日から平成 6 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 1 4</u>
平成 6 年 4 月 1 日から平成 7 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 1 2</u>
平成 7 年 4 月 1 日から平成 8 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 1 0</u>
平成 8 年 4 月 1 日から平成 9 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 0 8</u>

3 年 3 月 3 1 日まで	
平成 3 年 4 月 1 日から平成 4 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 1 8</u>
平成 4 年 4 月 1 日から平成 5 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 1 4</u>
平成 5 年 4 月 1 日から平成 6 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 1 1</u>
平成 6 年 4 月 1 日から平成 7 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 0 9</u>
平成 7 年 4 月 1 日から平成 8 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 0 7</u>
平成 8 年 4 月 1 日から平成 9 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 0 5</u>

平成 9 年 4 月 1 日から平成 1 0 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 0 6</u>	平成 9 年 4 月 1 日から平成 1 0 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 0 3</u>
平成 1 0 年 4 月 1 日から平 成 1 1 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 0 4</u>	平成 1 0 年 4 月 1 日から平 成 1 1 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 0 1</u>
平成 1 1 年 4 月 1 日から平 成 1 2 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 0 2</u>	平成 1 1 年 4 月 1 日から平 成 1 2 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 0 0</u>
平成 1 2 年 4 月 1 日から平 成 1 3 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 0 1</u>	平成 1 2 年 4 月 1 日から平 成 1 3 年 3 月 3 1 日まで	<u>9 9</u>
平成 1 3 年 4 月 1 日から平 成 1 4 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 0 1</u>	平成 1 3 年 4 月 1 日から平 成 1 4 年 3 月 3 1 日まで	<u>9 9</u>
平成 1 4 年 4 月 1 日から平 成 1 5 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 0 3</u>	平成 1 4 年 4 月 1 日から平 成 1 5 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 0 1</u>
平成 1 5 年 4 月 1 日から平	<u>1 0 4</u>	平成 1 5 年 4 月 1 日から平	<u>1 0 2</u>

成 1 6 年 3 月 3 1 日まで	
平成 1 6 年 4 月 1 日から平 成 1 7 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 0 5</u>
平成 1 7 年 4 月 1 日から平 成 1 8 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 0 5</u>
平成 1 8 年 4 月 1 日から平 成 1 9 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 0 5</u>
平成 1 9 年 4 月 1 日から平 成 2 0 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 0 5</u>
平成 2 0 年 4 月 1 日から平 成 2 1 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 0 5</u>
平成 2 1 年 4 月 1 日から平 成 2 2 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 0 5</u>

成 1 6 年 3 月 3 1 日まで	
平成 1 6 年 4 月 1 日から平 成 1 7 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 0 2</u>
平成 1 7 年 4 月 1 日から平 成 1 8 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 0 2</u>
平成 1 8 年 4 月 1 日から平 成 1 9 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 0 2</u>
平成 1 9 年 4 月 1 日から平 成 2 0 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 0 2</u>
平成 2 0 年 4 月 1 日から平 成 2 1 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 0 2</u>
平成 2 1 年 4 月 1 日から平 成 2 2 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 0 2</u>

平成 2 2 年 4 月 1 日から平 成 2 3 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 0 5</u>	平成 2 2 年 4 月 1 日から平 成 2 3 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 0 2</u>
平成 2 3 年 4 月 1 日から平 成 2 4 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 0 5</u>	平成 2 3 年 4 月 1 日から平 成 2 4 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 0 2</u>
平成 2 4 年 4 月 1 日から平 成 2 5 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 0 5</u>	平成 2 4 年 4 月 1 日から平 成 2 5 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 0 2</u>
平成 2 5 年 4 月 1 日から平 成 2 6 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 0 5</u>	平成 2 5 年 4 月 1 日から平 成 2 6 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 0 2</u>
平成 2 6 年 4 月 1 日から平 成 2 7 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 0 5</u>	平成 2 6 年 4 月 1 日から平 成 2 7 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 0 2</u>
平成 2 7 年 4 月 1 日から平 成 2 8 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 0 5</u>	平成 2 7 年 4 月 1 日から平 成 2 8 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 0 2</u>
平成 2 8 年 4 月 1 日から平	<u>1 0 4</u>	平成 2 8 年 4 月 1 日から平	<u>1 0 2</u>

成 2 9 年 3 月 3 1 日まで		成 2 9 年 3 月 3 1 日まで	
平成 2 9 年 4 月 1 日から平 成 3 0 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 0 4</u>	平成 2 9 年 4 月 1 日から平 成 3 0 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 0 1</u>
平成 3 0 年 4 月 1 日から平 成 3 1 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 0 4</u>	平成 3 0 年 4 月 1 日から平 成 3 1 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 0 1</u>
平成 3 1 年 4 月 1 日から令 和 2 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 0 4</u>	平成 3 1 年 4 月 1 日から令 和 2 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 0 1</u>
令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 0 4</u>	令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 0 1</u>
令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 0 4</u>	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 0 1</u>
令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで	1 0 4	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで	1 0 1

令和 5 年 4 月	1 0 3		
1 日 から 令和			
6 年 3 月 3 1			
日 まで			

2 この決定による改正は、令和 7 年 4 月 1 日から効力を発生する。